23 子ども・子育て支援新制度について

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【内容】

(1) 新制度の本格施行に当たっては、子ども・子育て支援の質、量の充実を積極的に進めていくことができるよう、恒久的、安定的な財源の確保を確実に行うこと。

また、質の改善については、3歳児だけでなく1歳児など低年齢児の職員配置の改善についても優先的に実施するとともに、本県が独自に進めている低年齢児の年度途中の保育需要の増加に対応した職員の加配についても、新制度の対象とすること。

(2) 新制度において、事業所内保育事業と家庭的保育事業が「地域型保育給付」の対象とされたが、保育ママを活用した事業所内保育事業についても、「地域型保育給付」の対象とすること。

(背景)

- 子ども・子育て支援新制度について、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法及び関係法律の整備等に関する法律)が平成24年8月10日に成立、同月22日に公布された。
- 子ども・子育て支援法附則第3条で、「政府は、教育・保育その他の子ども・ 子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努め るものとする。」とされている。
- 〇 平成 26 年 3 月に国が示した「量の拡充」及び「質の改善」の費用の試算において、1 兆円超ベースと 7, 0 0 0 億円ベースの 2 つのパターンが示されており、このうち 7, 0 0 0 億円ベースの試算においては、1 歳児の職員配置の改善は行わないこととされている。
- 本県では、保育所の待機児童の 97.8%が低年齢児であることから、県単独 事業として、低年齢児の受入体制の質の改善を図り、1歳児保育体制を充実さ せるため、保育士加配に要する人件費を補助している。
- また、全国的に年度当初よりも年度途中に待機児童が増加しており、本県では平成21年度から、低年齢児の途中入所に対応するため、市町村が民間保育所に対し、配置基準を超えて保育士を配置する場合に要する経費を補助している。
- 保護者が勤める事業所内等での新たな保育モデルについては、事業所及び保護者からのニーズが高く、その設置推進は経済活力の維持・発展に寄与する。 その推進には、本県が行った調査で明らかになった事業所が指摘する設置・ 運営に係る課題を解決することが必要不可欠である。

(参考)

◇ 子ども・子育て支援の質・量の充実について

○ 子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善(所要額)(案)

○:項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

2. 質の改善(給付等関係)

項目	内容	平成25年度→29年度所 要額
C	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度
3歳児を中心とした職員配置の 改善	1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度

※H26.3.24 開催 国の子ども・子育て会議 (第13回) 資料から抜粋

◇ 1歳児保育実施費について

対 象 事 業	1歳児に対する保育士の配置を充実するよう人件費を助成することにより、保育体制の充実と低年齢児受入れの促進を図る事業
補 助 要 件	1歳児担当保育士の配置割合を国基準 (6:1) より充実させるため の人件費 (公立・民間保育所)
補 助 先	市町村(名古屋市及び中核市を除く)
補 助 率	県 1/2 (市町村 1/2)
補助基準額	1 歳児受入児童数× <u>補助単価</u> ×12 か月 〈低年齢児受入率〉 20%以上 30%未満:1歳児1人月額 6,000円 30%以上 : 11,000円
予算額 (H26)	234,096 千円

◇低年齢児途中入所円滑化事業費について

対	象 事	業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて
	保育士を配置する事業		
補	助 要	件	低年齢児が年度途中に3人以上入所した民間保育所
補	助	先	市町村(名古屋市及び中核市を除く)
補	助	率	県 1/2 (市町村 1/2)
補	助基準	額	担当保育士1人あたり 428,000円/年
予	算額(H	26)	17,976 千円

◇ 保護者が勤める事業所内等での新たな保育モデルについて

- 事業所に対するニーズ調査 (H24.12 月及び H25.1 月 本県調査)
 - 事業所は女性社員の就労継続を希望。社員の保育所等に預けたいとする保育ニーズが高い。
 - ・ 事業所が指摘する課題として「事故発生時のトラブルが不安」、「運営 ノウハウがない」、「資金的に困難」が挙げられた。